



ふるさと納税？…寄付金控除

税理士・CFP® 越智浩



Q. ふるさと納税＝地方自治体への寄付

テレビや雑誌の特集で『ふるさと納税』が取り上げられていますが、自分の生まれ故郷であるA市に2万円、妻の生まれ故郷であるB市にも2万円を寄付しようと考えています。

これらの寄付により税金が安くなるとは聞きましたが、具体的にはどのような仕組みなのでしょうか。

私の給与所得金額は510万円、妻は専業主婦であり、長女は大学生、長男は高校生の4人家族です。

所得税の限界税率（課される最も高い税率）は10%、また、住民税所得割は約25万円です。



A. 所得税における所得控除と住民税における税額控除

『ふるさと納税』というネーミングではあるが、実際には、自分の生まれ故郷や応援（？）したい地方自治体へ寄付し、この寄付金について確定申告し、所得税における寄付金（所得）控除と住民税における寄付金税額控除を適用することにより、以下の算式に掲げる一定限度の税額（＝自ら選んだ地方自治体への寄付金合計額－2,000円）を軽減する制度である。

《所得税》 所得控除の効果：（特定寄付金の合計額－2,000円）×限界税率（設例では10%）

《住民税》 ①（特定寄付金の合計額－2,000円）× 10%

②（特定寄付金の合計額－2,000円）×（90%－限界税率）<=住民税所得割×20%

③ ①+②の合計額を税額控除

《設例》の寄付金合計額4万円と住民税所得割25万円を上記算式に当てはめてみると、所得税3,800円と住民税3,800+30,400 (<=50,000) = 34,200円の合わせて38,000円の税額軽減を受けることができる。つまり、本年、自ら選んだ地方自治体へ4万円を支払った（寄付した）ことにより、来年の所得税の確定申告において3,800円が軽減（場合によっては、還付）され、また、来年の住民税年額から34,200円軽減されるので、一年かけて38,000円が戻ってくることになる。これが自己負担額2,000円の『ふるさと納税』の仕組みである。

ただし、住民税所得割の20%（平成26年分までは10%）を超える寄付をした場合には、住民税額から軽減されない金額が自己負担額2,000円に加算されることになるので、注意が必要である。寄付者の収入や家族構成により寄付上限額（＝自己負担額2,000円のふるさと納税上限額）は変わり、単身者や共働き夫婦の方が同じ年収でも上限額は高い。また、もともと確定申告する必要のない給与所得者等には、平成27年4月1日以降の寄付から確定申告不要の「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設された。軽減される所得税も含めて住民税で税額控除できることになった。

ところで、地方自治体へ寄付することにより、ブランド牛や海産物、新米といった特産品がもらえてお得という喧伝の方が目立っている『ふるさと納税』制度。もともとの立法趣旨は、都市と地方との税収格差の是正を目的に、納税者（＝主に都市生活者）自らが選択する自治体（＝田舎）へ個人住民税の一部を回すという制度だった。しかし、残念ながら、地方税収入は地方自治体の歳入・歳出の40%にすぎないので、税収格差以前の地方財政歳入不足は『ふるさと納税』で解決されることはない。